

# 沖縄県公共事業評価監視委員会運営要領

## (趣旨)

第1条 本要領は、沖縄県公共事業評価監視委員会規則（平成17年沖縄県規則第94号、以下、「規則」という。）第7条の規定に基づき、沖縄県公共事業評価監視委員会（以下、「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (審議対象事業)

第2条 審議は、知事の諮問を受けた全ての事業について行う。

## (審議、答申及び意見の具申)

第3条 委員会は、審議対象事業について、事業をめぐる社会情勢の変化等を勘案して、適正な事業評価がなされているか、審議する。

- 2 委員会は、県の対応方針（評価原案）に関する審議結果をまとめ、速やかに答申する。
- 3 委員会は、審議対象事業について、委員長が委員会で審議された意見を取りまとめ、知事に対して、その具申を行う。

## (審議過程の透明性の確保)

第4条 委員会の会議は、原則として公開とする。

- 2 会議は、必要に応じて委員長が委員に諮って非公開とすることができる。
- 3 会議に用いた審議資料は、答申後、速やかに公表する。

## (意見の聴取)

第5条 規則第5条に基づく意見を聴取する者の選出は、あらかじめ各委員の意見を聞いて、委員長が決定する。

- 2 意見の聴取方法は、会議への出席又は書面による提出のいずれかにより行うことができる。

## (雑則)

第6条 本要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項及び本要領の変更は、委員会で審議し決定する。

## 附 則

- 1 この要領は、平成10年10月23日から施行する。
- 2 平成12年12月18日施行（一部改正）
- 3 平成14年7月12日施行（一部改正）
- 4 平成18年6月19日施行（一部改正）